

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象者から除外する業種等

農業（J A 及び J A 関連団体を介さない事業を除く。）
林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
漁業
金融、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく許可又は届出が必要な営業（深夜酒類提供飲食店営業に属するものを除く。）
易断所、観相業、相場案内業
競輪・競馬等の競走場、競技団
芸妓業、芸妓斡旋業
場外馬券・車券売場、競輪・競馬予想業
興信所、探偵業
集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）
宗教、政治、経済、文化に関する団体
売電のみを目的とした発電事業
その他、町長が適切でないと認めるもの